

○特別区人事・厚生事務組合総合教育会議傍聴規則

平成27年12月10日
特別区人事・厚生事務組合
総合教育会議決定

(趣旨)

第1条 この規則は、特別区人事・厚生事務組合総合教育会議運営規則第10条第2項の規定に基づき、特別区人事・厚生事務組合総合教育会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定める。

(傍聴の手続)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴許可申請書（別記様式）に所要事項を記入の上管理者に提出し、管理者の許可及び傍聴券（兼傍聴許可証）（別記様式）の交付を受けなければならない。

2 傍聴券の交付は、申し出の順に行うものとする。

3 傍聴券の交付を受けた者（以下「傍聴人」という。）は、会議場に入室しようとするときは、傍聴券を呈示し、指定された傍聴席に着かなければならない。

(傍聴できない者)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 危険物その他他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物を所持している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、管理者が傍聴を不相当と認めた者

(傍聴人の数)

第4条 傍聴人の数は、傍聴席の席数を限度とする。ただし、管理者が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(傍聴人の遵守事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 会議における言論について批評を加え、又は賛否を表明すること。
- (2) 私語、雑談その他騒ぎ立てる等の行為をすること。
- (3) みだりに傍聴席を離れること。
- (4) 飲食又は喫煙
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は会議の秩序を乱すような行為

(撮影、録音等)

第7条 傍聴人は、あらかじめ管理者の許可を得た場合を除き、会議の撮影又は録音をしてはならない。

(傍聴人の退出)

第8条 管理者は、傍聴人がこの規則に違反したと認めるときは、その者に退出を命じることができる。

2 傍聴人は、前項の規定により退出を命じられたときは、速やかに退出しなければならない。

3 傍聴人は、会議が秘密会とされたときは、管理者の指示に従い、速やかに退出しなければならない。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規則は、平成27年12月10日から施行する。

別記様式(第2条関係)

別記様式（第2条関係）

（表）

No. _____	
傍 聴 許 可 申 請 書	
年度第 回特別区人事・厚生事務組合総合教育会議 （ 年 月 日開催）を傍聴したいので申請します。	
特別区人事・厚生事務組合 管 理 者 殿	
年 月 日	氏 名
	住 所
	電話番号 ()
キ リ ト リ セ ン	
No. _____	
傍 聴 券（兼傍聴許可証）	
_____ 殿	
年度第 回特別区人事・厚生事務組合総合教育会議 （ 年 月 日開催）の傍聴を許可します。	
年 月 日	特別区人事・厚生事務組合 管 理 者
	印

キ リ ト リ セ ン

（傍聴に当たっての注意事項）

- 1 この傍聴券では、表面記載の会議に限り傍聴できます。
- 2 傍聴人は、指定された傍聴席に着いてください。
- 3 傍聴席においては、次に掲げる行為は、禁止されています。
 - (1) 会議における言論について批評を加えること、又は賛否を表明すること。
 - (2) 私語、雑談など騒ぎ立てる等の行為
 - (3) みだりに傍聴席を離れること。
 - (4) 飲食又は喫煙
 - (5) その他会議を妨害し、又は会議の秩序を乱すような行為
- 4 傍聴人は、あらかじめ管理者の許可を得た場合を除いては、会議の撮影又は録音はできません。
- 5 管理者が、退場を命じたときは、すみやかに退場してください。
- 6 その他、傍聴人は、特別区人事・厚生事務組合総合教育会議傍聴規則を守り、管理者及び係員の指示に従ってください。